



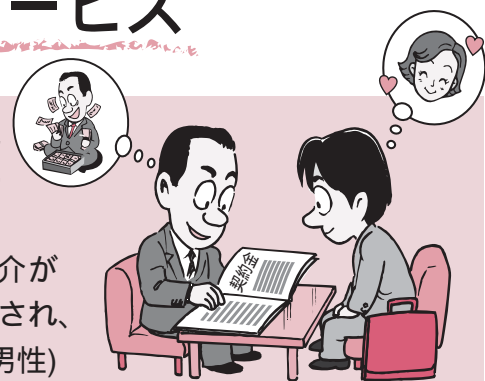
トピックス 暖房器具の事故について P2

発行 / 富山県生活文化課・富山県消費生活センター

<http://www.pref.toyama.jp/sections/1711/1711.htm>

## くらしの相談窓口から 高額な解約料を請求する 結婚相手紹介サービス

**相談** 雑誌広告を見て、結婚相手紹介サービス業者に問合せをした。その後、業者から入会を強く勧められたので、30万円を支払い入会手続きをした。(会員期間は2年間)しかし、1ヶ月が過ぎても女性の紹介がないので解約を申し出たところ、20万円もの解約料を請求され、10万円しか返金されなかった。納得がいかない。(30代 男性)



**回答** 契約金額が5万円を超え、契約期間が2ヶ月を超える結婚相手紹介サービスは、特定継続的役務として法律で規制されています。契約書を受領した日から8日間はクーリング・オフ(無条件解約)ができます。また、クーリング・オフ期間が過ぎていても、中途解約が認められ、その際の解約料についてのルールが定められています。

中途解約する場合、サービス提供前であれば、解約金の上限は3万円です。また、サービス提供開始後であれば、提供済サービスの対価に相当する額に、2万円又は契約残額の20%に相当する額のいずれか低い額を合算した金額が解約金の上限となります。

相談事例の場合は、サービス提供前と思わ

れるので、3万円の解約金で済みます。

相談者には、業者宛に内容証明郵便で残金17万円の返還を請求するようアドバイスしました。

結婚相手紹介サービスは、提供済のサービスの名目や額がはっきりしていないところがあり、事例のような相談が寄せられています。入会直後の登録料や情報入力手数料を高額に設定し、一人も紹介を受けずに退会しても、サービスは提供済みであるとして、多額の解約料を請求する業者もありますので注意しましょう。

契約前にサービスの内容、料金の内訳、解約時の精算方法などをよく理解し、不明な点があれば業者に十分説明を求め、納得の上で契約することが大切です。

### 電話機のリース契約にご注意!!

「今後何年後かに電話回線が光ファイバーになり、今の電話機が使えなくなる」と虚偽の説明を受け、高額な電話機のリースを契約してしまった、という相談が特に高齢の個人事業者から多く寄せられています。事業者間のリース契約にはクーリング・オフ(無条件解約)制度はありませんので、安易に契約しないようにしましょう。

# 暖房器具の事故について

寒い季節になると、暖房器具を使用する機会が増えてきますが、毎年暖房器具に関する事故情報が、数多く報告されています。

## 石油ストーブや石油ファンヒーターの事故例

石油ストーブの上や付近で乾かしていた洗濯物がストーブに落下するなどして、火災になった。

石油ファンヒーターのカートリッジタンクのふたを確実に締めずにセットしたため、漏れた灯油に着火した。



完全に消火しない状態で灯油タンクに給油し、あふれた灯油に着火した。



間違ってガソリンを給油したため、火災になった。

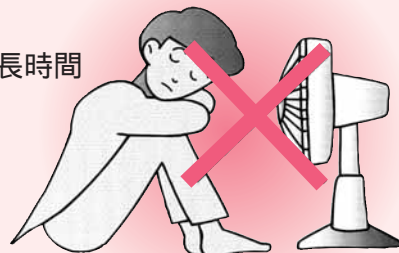


## 電気暖房器具の事故例

就寝中の寝返りにより、布団が電気ストーブに接触し火災になった。



身体の近くで長時間使用して低体温やけどになった。



窓が開いていたため、カーテンが風にあおられて電気ストーブに接触し火災になった。



## 事故をふせぐには？

就寝する前や外出するときは、火が消えていることを必ず確認してください。

布団やカーテンなど燃えやすいものの近くでは使用しないでください。

暖房器具のまわりに洗濯物や衣類などを干したりつるしたりしないでください。

製品に添付されている取扱説明書や、器具本体に表示されている注意事項をよく読み、守ってください。

# くらしのアドバイザー通信

県では、県内の100名の方を「くらしのアドバイザー」として委嘱し、消費者啓発講座「くらしの相談会」の開催等の消費生活知識の普及啓発や地域住民の方々からの消費生活相談の受付等の活動をしていただいています。このコーナーでは、くらしのアドバイザーの皆さんから寄せられた普段の活動の様子をご紹介します。

氷見消費者グループは、くらしの相談会において、寸劇を交えて、悪質商法に遭わないように啓発を行っています。今年度から「悪質商法に負けないためのうたのほん（消費者教育支援センター発行）」から、キャンペーン小唄を紹介し喜ばれています。この歌を聞いたヘルスポランテアの方が、健康ボランティア会議に、業者役は男、客役は女と分かれてデュエットしたところとても好評だったので、今度は公民館でのシルバー談話室でも実施することにしたそうです。

皆さんもいかがですか？

齊藤やす子さん（氷見市）

先日、長寿会で「くらしの相談会」を開催した際、「近所の一人暮らしの高齢者が、半年あまりの間に同一業者から羽毛布団や敷物を買わされているということが、県外に住んでいる娘さんが3ヶ月ぶりに帰省してやっとわかった。クーリング・オフ期間を過ぎているがなんとかならないか？」という相談を受けました。私は、判断能力が不十分であることに乗じた契約だと思われたことから、「すぐに県か市の消費生活センターに相談してください」とお答えしました。表面化しないこのような被害を未然に防止するためにも「ご近所の一人暮らしのお年寄りに日頃から一声掛けてください。」と、皆さんに呼びかけています。

今田貴士さん（富山市）

<くらしのアドバイザーやくらしの相談会の開催についてのお問い合わせ先>

県庁生活文化課消費生活係 TEL：076-444-3129

最近、ニュースや新聞などで原油価格の高騰が報じられています。石油情報センターの調査によると、富山県内の石油製品（レギュラーガソリン・灯油）の価格はこの1年間で次のとおり上昇しています。

	平成16年10月	平成17年10月
レギュラーガソリン(円/1リットル)	119円	133円
灯油(店頭) (円/18リットル)	1,012円	1,298円
灯油(配達) (円/18リットル)	1,064円	1,356円

この石油製品価格の上昇は、私たちの日常生活にも影響があります。そこで、これを期に、ライフスタイルを見直してみませんか？

車の運転中、1日1回（5分間）アイドリングをストップすると？

**年間約3,000円を節約できます！**（レギュラーガソリン130円/リットルで算定）

石油ファンヒーターの使用を設定温度20 で1日1時間短縮すると？

**半年で約1,300円節約できます！**（灯油（配達）1,356円/18リットルで算定）

（節約量は（財）省エネルギーセンター発表のものから算出しています。）

この他にも、いろいろな省エネ方法がありますので、是非実践してみてください。詳しくは、こちらをご覧ください。

（財）省エネルギーセンター <http://www.eccj.or.jp>

# 外食の原産地表示ガイドラインができました!!

外食店舗のメニューに使用されている「原材料」の「原産地」を、消費者に分かりやすい表現で、メニューや店頭掲示板などの見やすい位置に表示する仕組みです。

ガイドラインでは、次のように「原材料」の「原産地」を表示することを推奨しています。

通常のメニュー...主な原材料の原産地を表示

例：ステーキ 牛肉は国産を使用  
ランチタイムは豪州産

原材料名を冠したメニュー...メニュー名に冠した原材料についても原産地を表示

例：鮭のムニエル 鮭は 県産

こだわり食材を使ったメニュー...こだわった原材料についても原産地を表示

例：旬のさんまの塩焼き さんまは 沖産のものを使っています

定番・売れ筋メニュー...主な原材料以外の原材料についても原産地を表示

例：とんかつ 豚肉は 県産 ランチタイムは米国産 キャベツは国産

ガイドラインに関する情報は、農林水産省のホームページでご覧になれます。( <http://www.maff.go.jp/gaisyoku> )

問い合わせ先  
北陸農政局生産経営流通部食品課  
TEL 076-232-4233

消費生活に関するご相談は、市町村窓口、県消費生活センターへ

富山市消費生活センター.....	076-443-2047
富山市新桜町7番38号(富山市役所本庁舎内)	
大沢野総合行政センター...	076-467-5810
大山総合行政センター.....	076-483-1212
八尾総合行政センター.....	076-454-3114
婦中総合行政センター.....	076-465-2115
山田総合行政センター.....	076-457-2113
細入総合行政センター.....	076-485-9001
魚津市.....	0765-23-1003
滑川市.....	076-475-2111(323)
黒部市.....	0765-54-2111(163)
宇奈月町.....	0765-65-0211(244)
舟橋村.....	076-464-1121(21)
上市町.....	076-472-1111(140)
立山町.....	076-463-1121(261)
入善町.....	0765-72-1100(134)
朝日町.....	0765-83-1100(152)
砺波市.....	0763-33-1111
庄川支所.....	0763-82-1902

高岡市市民協働課.....	0766-20-1522
高岡市広小路7番50号	
福岡総合行政センター.....	0766-64-5333
氷見市.....	0766-74-8010
小矢部市.....	0766-67-1760(424)
南砺市.....	0763-23-2008
福野行政センター.....	0763-22-1101
井波行政センター.....	0763-82-1181
城端行政センター.....	0763-62-1213
福光行政センター.....	0763-52-1571
平行政センター.....	0763-66-2132
上平行政センター.....	0763-67-3212
利賀行政センター.....	0763-68-2112
井口行政センター.....	0763-64-2212
射水市.....	0766-52-7966

(括弧内は内線)

## 富山県消費生活センター

富山市湊入船町6番7号(富山県民共生センター内)

消費生活相談 (076)432-9233

消費者金融相談 (076)433-3252

URL <http://www.pref.toyama.jp/branches/1731/1731.htm>

【開所時間】午前8時30分～午後5時

(土・日曜、祝日、年末年始を除く)

## 富山県消費生活センター高岡支所

高岡市本丸町7番1号(本丸会館内)

消費生活相談、消費者金融相談

(0766)25-2777

## 富山県消費者協会(富山県消費生活センター内)

土曜日・日曜日に消費生活に関する相談を受けてます。

(076)432-5690 午前9時～午後4時